

別添3

消防予第149号  
平成31年4月22日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

消防庁次長  
(公印省略)

文化財建造物における防火安全指導の実施について（通知）

平成31年4月15日、フランスのパリにおいて、ユネスコの世界文化遺産に登録されているノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生し、現在、当局により原因究明が行われているところです。

消防機関におかれましては、文化財建造物に対する立入検査、消防訓練時の訓練指導等を定期的に実施することにより防火安全性の確保を図っていただいているところですが、本火災の発生を踏まえ、特に工事、イベント等の際の出火防止対策、消防用設備等の適切な維持管理、火災時の初動体制の再確認に万全を期すよう、引き続き文化財建造物の関係者への御指導をお願いします。

なお、文化庁より、別添のとおり通知が発出されているところであり、文化財部局とも連携を図りながら文化財建造物の防火対策等の一層の推進を図られますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

担当

消防庁予防課予防係 島村、吉田

電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533